

訂正書の作成要領

(平成6年1月1日出願以降の实用新案登録(新实用新案登録)について適用)

1. 様式

- (1) 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはいけません。
- (2) 余白は、少なくとも用紙の上6cm、左右及び下に各々2cmをとり、原則としてその左右については各々2.3cmを越えないものとしてください。
- (3) 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書いてください。
- (4) 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とします。
- (5) 軽微な訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押してください。
- (6) とじ方は左とじとし、容易に分離しないようにとじてください。

2. 手数料(特許印紙)

1件につき1,400円相当額の特許印紙を消印しないで貼付してください。

3. 訂正期間、及び、訂正の範囲

- (1) 平成6年1月1日以降の出願に係る实用新案権は、無効審判係属中においては審理終結通知から審決書謄本送達までの期間を除き、願書に添付した明細書(平成14年9月1日以降出願の实用新案登録については、实用新案登録請求の範囲)又は図面について、請求項の削除に限り訂正することができます(实用新案法第14条の2第7項)。
- (2) 平成17年4月1日以降の出願に係る实用新案権は、引き続き上記訂正が可能(实用新案法第14条の2第7項)である他、最初の技術評価請求に対する技術評価書の謄本送達後2月を経過するまで、又は、無効審判について最初の答弁書提出期間を経過するまでの、いずれか早い方までの期間であれば、1回に限り、願書に添付した明細書、实用新案登録請求の範囲又は図面について、实用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正、あるいは明りょうでない記載の釈明を目的とする訂正をおこなうことができます。(实用新案法第14条の2第1項、同条第2項)
なお、無効審判係属中に、訂正があったときは、その副本は審判請求人に送達されます(实用新案法第39条)。

4. 訂正できる者

訂正できる者は、実用新案権者です。

実用新案権の共有者が、その共有に係る権利について訂正をするときは、共有者の全員の住所（居所）及び氏名（名称）、法人にあっては代表者を記載しなければいけません。

外国人の場合は「3. 実用新案権者」の欄の最後に「(国籍)」を記載します。

ただし、その国籍が、「住所(居所)」の欄に記載した国と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及びません。

また、訂正をしようとする実用新案権に、専用実施権者、質権者、職務発明に基づく通常実施権者、許諾による通常実施権者があるときには、これらの者の承諾を得なければ、実用新案権者は、訂正をすることができません（特許法第127条を準用）。承諾書は（文例）により作成し、訂正書に添付してください。

住所（居所）及び（名称）

登録原簿上の権利者の住所（居所）及び氏名（名称）を正確に記載します。又、法人の場合はその代表者の氏名も記載してください（代理人によるときは代表者の氏名の記載は不要）。

（文例1：平成16年改正法第14条の2第1項適用の場合）

承 諾 書	
	(平成 年 月 日)
実用新案権者	
住 所(居所)	
氏 名(名称)	殿
専用実施権者	○ 印
(通常実施権者)	
(質 権 者)	

住 所(居所)

氏 名(名称)

下記の登録実用新案を、訂正書に添付の訂正明細書、実用新案登録請求の範囲
(及び図面)のとおり訂正するについて、承諾いたします。

記

実用新案登録番号

(文例2：その他の新実用新案登録の訂正の場合)

承 諾 書

(平成 年 月 日)

実用新案権者

住 所(居所)

氏 名(名称)

殿

専用実施権者

○ 印

(通常実施権者)

(質 権 者)

住 所(居所)

氏 名(名称)

下記の登録用新案を、訂正書のとおり訂正するについて、承認いたします。

記

実用新案登録番号

5．実用新案登録番号

無効審判が係属している場合においては、実用新案登録番号の下に「(無効
-)」のように審判の番号を括弧をして記載します。

6．訂正の目的（平成17年4月1日以降に出願された実用新案登録のみ）

実用新案法第14条の2第7項の訂正（請求項の削除を目的とする訂正）の場合には「請求項の削除」と記載します。

実用新案法第14条の2第1項の訂正の場合は「実用新案登録請求の範囲の減縮」、「誤記の訂正」又は「明りょうでない記載の釈明」のように記載し、訂正の目的が複数ある場合は、「実用新案登録請求の範囲の減縮等」、「誤記の訂正等」又は「明りょうでない記載の釈明等」のように記載します。

7．代理人

代理人によるときは本人の印（本人が法人の場合にあっては、「代表者」の欄及び印）は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及びません。

8．削除をする請求項の表示（平成6年1月1日～平成17年3月31日出願の実用新案登録に係る訂正、及び、平成17年4月1日以降に出願の実用新案登録のうち、実用新案法第14条の2第7項の請求項を削除する訂正に適用）

「請求項1」のように、削除をする請求項に付した番号を記載します。

9．削除後の請求項の数（8．と同様の訂正に適用）

訂正後の請求項の数を記載します。

10. 平成17年4月1日以降に出願の実用新案登録のうち、実用新案法第14条の2第1項の訂正によって請求項の数を変更するときは、「4.代理人」の欄の次に「5.訂正後の請求項の数」の欄を設けて、訂正後の請求項の数を記載します。
11. 包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に、「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載します。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載します。
12. 実用新案法第14条の2第1項の、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をする際は、訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を、訂正書に添付しなければなりません。
13. 特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載します。
14. 無効審判が係属している場合においては、正本1通、副本 通（審理用1 + 相手方の数）を添付し、無効審判が係属していない場合においては、正本1通、副本1通を添付します。